

を部門別に示されたところ。地域の個性がひかり輝く自治と協働のまち奥州市を実現するために、一つには誇りと幸せを実感できるまちづくりとして人口プロジェクト、二つには世界へ発信するまちづくりとしてILCプロジェクトを掲げられ、これらを着実に推進していくために、組織の再編も含めて計画が示されたところである。今後は、新市立病院構想も立ち上げられ、市民憲章の理念に基づいた施策、事業の展開とともに、各振興会、地区センターを中心としたオール奥州の中で、協働のまちづくり、そして教育を通しての人づくりの実現に向け、掲げた方針を展開していくことが重要と捉える。

議案第40号 平成28年度奥州市一般会計補正予算（第10号）【控訴費用支出のための補正予算】

反対討論 「土地売却処分行為無効確認等請求事件」の判決は基本的に市が勝訴した内容である。そして、市並びに市民に直接不利益を及ぼす内容ではなく、随意契約にあつて慎重を期すことを求めたものである。よって、当該判決は受け入れるべきものとする。

反対討論 市民の税金を投入していないお金や、予算が伴わない支出であれば反対はしないが、こと予算執行を伴うものであれば、二元代表制の一翼を担う議会は、歳出の根拠、妥当性を当然審議すべきものであり、妥当性、正当性が疑われるものは、議会が適正に判断すべきものであると考える。今回の判決内容は、奥州市にはほとんどお咎めがない内容で、

むしろ個人の判断によって市に甚大なる損害を与えたと指摘した判決と解釈できる。むしろ市は控訴などせず、一審の判決を真摯に受け止め、市民に謝罪をし、かかる経費の支出に理解と協力を求め、二度とこのような市の歴史に汚点を残さないよう内部統制の確立と法令遵守に力を入れ、内を上げて取り組むことを誓約するよう市長に求める。

反対討論 権利の行使の前に、行政の果たすべき義務である市民への丁寧な説明を怠ってきた責任を、まずは反省すべきであると思う。住民の主張と、中立公平な裁判所の判決の重みを勘案し、裁判を続けても市民の信頼は得られず、市政にとって大きな損失となる。

反対討論 市長は、日本の優秀な司法制度を信じ、そのルールに則って進めていくと発言している。であれば、まさに今回の判決は日本の優秀な司法、裁判所の判断と考える。

賛成討論 住民訴訟4号請求（※）の控訴に当たっては、控訴すべきか否かの判断は法によって議決を要しないものである。よって、本議案はそのことの是非を問う議案ではない。我が国の司法制度は三審制であり、いかに議会といえども上級審の審判を仰ぐ権利を剥奪することは許されないことである。しかも、予算を否決してそれを阻止することは、議決権の濫用であると言える。法によって保障されている行為を何の権限を持って阻止しようとしているのか。もし、この補正予算に問題や疑義があるとすれば、その点に

ついて修正案を提示して議事に付すべきものであり、そこそが責任ある市政運営に携わる二元代表制の一方である議会としての姿勢であるはずだ。修正案も持ち合わせないまま、ただ単に予算の否決をもって控訴の権利を剥奪する結果となれば、それこそ議会は市民からの批判は免れず、仮に今般の予算を否決して、結果として控訴する行為を阻止することになれば、奥州市議会にとって拭うことの



3月17日本会議での議案第40号に対する起立採決

できない汚点となる。

（※）地方自治法第242条の2第1項第4号の規定に基づく住民訴訟のこと。住民監査請求をした住民にその監査結果、勧告、措置等に対して不服がある場合に提訴できる。

賛成討論 今回の補正予算は、行政訴訟、住民訴訟における訴訟費用について、地方自治法の定めにより措置されるものと理解している。第一審の判決を見ると、行政事務のあり方について、不適切な過失・過誤があつたとするものであり、それは行政のガバナンスを含めたリスクマネジメントが機能していない証だと考える。また、そこにあるのは、行政が決定した施策・事業は常に正しく、市民はそれに無条件に従い異議を申し述べることは許されないのだという姿勢である。市政における慢心、不誠実な対応がなされたということについて、市長をはじめとする職員は深く反省をし、これからの行政運営において改善されていくべきと申し述べる。しかし、我が国が法体系を整備し社会を運営している以上、司法権の独立と裁判を行う権利は、個人であれ、個人を代表する団体であれ、常に守られるべきものであり、決して阻害してはならない。また、司法の判断について、その是非を議論することはあっても、まだ判決が確定していない以上、議会の場においてそれを決するがとき、賛否を問うことは、議会の司法への侵害行為に当たると理解する。既に訴訟の場において、法解釈の対立がある以上、最高裁において